

2. 安全管理のポイント

ヘーベルライト工事は、一般に高所で作業し、重さのあるパネルの取り付けや、シーリング施工を行う作業です。したがって、墜落・落下物・感電などの災害のおそれがあります。労働安全関係法令を遵守することは勿論、下記の様な点に特に留意し、無事故・無災害工事を実現してください。

2-1. 安全教育・技能講習について

作業者は「労働安全衛生規則」および「クレーン等安全規則」に定められた、下記の資格や講習などが必要です。

- 雇入れ時等の安全衛生教育(労働安全衛生規則 第35条)
- 特別教育を必要とする業務(労働安全衛生規則 第36条)
 - ① 研削砥石の取替え、または取替え時の試運転の業務
 - ② 動力により駆動される巻上げ機の運転の業務
 - ③ 吊り上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛けの業務
 - ④ 作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転の業務
- 職長等の教育(労働安全衛生規則第40条)
- 作業主任者・就業制限に係わる技能講習(労働安全衛生法第14条・第76条)
 - ① 玉掛け技能講習(吊り上げ荷重が1トン以上)
 - ② 高所作業車運転技能講習(作業床の高さが10m以上)
- 電動工具の持込み時検査および始業前点検

2-2. 取付け作業について

ヘーベルライト取付け作業中において、特に下記の点に注意してください。

- 耐火野地板パネル(ハイノジ50)は、仮置きの状態でも衝撃などによって脱落しないよう、支持材へのかかり代を確実にとってください。
- 耐火野地板パネル(ハイノジ50)の敷込みは、転落防止用の安全ネットが設置されていることを確認してから行ってください。
- 落下物のおそれのある部分での上下平行作業は避けてください。
- 仮止め中のパネルは、強風および衝撃に対して脱落する危険がありますので、1区画ずつ速やかに工事を完了させてください。
- 高さ2m以上の箇所における強風・大雨・大雪などの悪天候時の作業については、労働安全衛生規則第522条(悪天候時の作業禁止)で定められています。
- スラブにデッキプレートを用いる場合は、壁パネルの建込み作業が安全に行えるよう、スラブのコンクリートは先打ちしてください。
- 高所の墜落・落下のおそれのある部分での作業では、安全带(墜落制止用器具)を使用できるように、柱の手前に親綱を設けるなど適切な処置を行ってください。
- 転落の危険のある床の端部、開口部、またはエレベーターシャフトなどの吹抜け部分の開口部には、墜落防止のため手摺りや柵を設置してください。

2-3. 近隣障害防止対策について


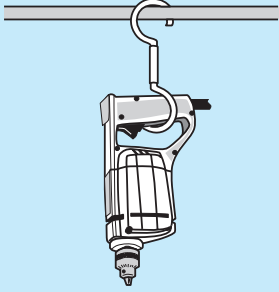

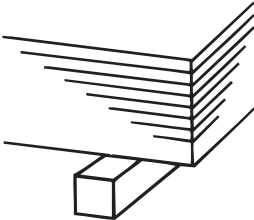
- パネル加工時などに発生する粉じんが飛散しないよう、集じん機を用いるか、あるいは養生シートを使用してください。
- 道路や隣家に接する部分は、養生シートやネットなどの適切な養生を行ってください。

2-4. 作業者の安全衛生対策について

- 労災保険は、元請建設会社の方で、ヘーベルライト工事着工前に加入手続きをすませてください。
- 切断等施工作業中に長期間粉じんを吸入すると健康を損なうおそれがありますので、必ず防じんマスク(国家検定に合格したもの)を着用し、集じん機能付き丸ノコを使用してください。また、施工後にうがい、手洗いの励行、作業着の洗濯に努めてください。

■ 定期的に健康診断を受診し、健康管理に十分注意してください。

(※)平成26年7月31日改正「粉じん障害防止規則」および平成24年4月1日改正「じん肺法施行規則」参照。

 <p style="text-align: right;">警告</p> <p>安全ヘルメット(墜落保護用)を着用すること 作業しやすい服装・履物を着用すること。</p>	 <p style="text-align: right;">警告</p> <p>高所作業は安全帯使用。</p>	 <p style="text-align: right;">警告</p> <p>足場・脚立の安全性を確認すること。</p>
 <p style="text-align: right;">警告</p> <p>荷を吊り上げる際は、 吊り具を正確に使用すること。</p>	 <p style="text-align: right;">警告</p> <p>吊り上げた荷の下には、 絶対入らないこと。</p>	 <p style="text-align: right;">警告</p> <p>作業工具が落下しないよう、 足場等にしっかり繋げておくこと。</p>
 <p style="text-align: right;">注意</p> <p>切断作業は、保護めがね、防じんマスクを使用すること。防じんマスクは、 取り替え式または使い捨て式とし、 国家検定合格品に限ります。</p>	 <p style="text-align: right;">注意</p> <p>粉じん飛散防止。局所排気装置 (集じん機)と、防じん丸のこを 使用する事が望まれます。</p>	 <p style="text-align: right;">注意</p> <p>電動工具類は、各工具メーカーの 取扱説明書に従い安全に使用すること。</p>
 <p style="text-align: right;">注意</p> <p>30枚程度</p> <p>荷崩れ注意(積み重ねは2段以下)。 パネル下には台木使用のこと。</p>	 <p style="text-align: right;">注意</p> <p>手袋の着用禁止 ねじの施工は巻き込みに注意。</p>	 <p style="text-align: right;">注意</p> <p>定期的に健康診断を受診し、 健康管理に十分注意してください。</p>